

## 第840回宮城県教育委員会臨時会日程

日 時：平成25年4月24日（水）午前10時から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出 席 点 呼

2 開 会 宣 言

3 第840回教育委員会会議録署名委員の指名

4 教育長報告

（1）体罰に関する実態調査の結果について

（教 職 員 課）

5 議 事

第1号議案 職員の人事について

（教 職 員 課）

6 閉 会 宣 言

## 第840回教育委員会臨時会会議録

- 1 招集日時 平成25年4月24日(水) 午前10時
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長, 佐竹委員, 伊藤委員, 遠藤委員, 青木委員, 高橋教育長
- 4 説明のため出席した者  
安住教育次長, 熊野教育次長, 大山総務課長, 高橋教育企画室長, 加藤福利課長,  
寺島教職員課長, 鈴木参事兼義務教育課長, 澁谷特別支援教育室長, 山内高校教育課長,  
菊田施設整備課長, 松坂スポーツ健康課長, 三浦生涯学習課長, 佐藤文化財保護課長 外

5 開 会 午前10時

### 6 第839回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

委 員 長 佐竹委員及び遠藤委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

### 7 秘密会の決定

#### 5 議 事

#### 第1号議案 職員の人事について

委 員 長 議事の第1号議案については, 非開示情報が含まれていることから, その審議については秘密会としてよろしいか。  
(委員全員異議なし)  
この審議については, 秘密会とする。

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

### 8 教育長報告

#### (1) 体罰に関する実態調査の結果について

(説明者: 教育長)

体罰に関する実態調査の結果について, 御報告申し上げます。

資料は, 1ページから3ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。「1 調査内容・方法等」であるが, この調査は, 昨年末に大阪市立学校で, 体罰が背景にあると考えられる高校生の自殺という痛ましい事案が発生したことや, それを受けて本年1月に, 文部科学省から各都道府県教育委員会等に対し「体罰禁止の徹底及び体罰に係る実態把握について」の通知が発出されたことなどを踏まえ, 本県における体罰の実態を把握し, 今後の学校における体罰の根絶に向けた取組をさらに進めるため, 本年1月から3月にかけて実施したものである。この調査の実施に当たっては, 児童生徒・保護者へのアンケートを行うとともに, 体罰と疑わしき事案が判明した場合には, 各学校及び市町村教育委員会等において, 当該教職員と被害児童生徒等の当事者双方から事実確認を行った上で, その結果を県教育委員会に報告していただいている。

今回の調査結果については, 「2 調査結果」にお示ししたとおり, 本県でも, 新たに77件の体罰が発生していたことが明らかとなった。本県でも多くの体罰事案があったことは誠に遺憾であり, 県教育委員会としても, これまでの体罰防止に向けた取組や現状の把握が十分ではなかったものと大いに反省しているところである。この実態を深刻に受け止め, 今後, 体罰の根絶に向けてしっかりと取り組んでいかなければならないものと考えている。

体罰は学校教育法で明確に禁止されている行為である。いまだに, 体罰を「指導方法のひとつ」, 「指導の一環」, 「行き過ぎた指導」と捉える向きもあるが, そのような考えは改めなければならず, さらに, 体罰は生徒の心身に深刻な悪影響を与え, 教職員や学校への信頼を失墜させる行為であるとの認識を今まで

以上に徹底させていく必要がある。今回の調査を通じて把握した実態及びその分析結果を踏まえ、体罰の根絶に向け、本県教育界があらためて心をひとつにして取り組み、体罰によらない指導を通じて、宮城の教育の復興につなげていきたいと考えている。

なお、調査結果の詳細と、これを踏まえた、今後の体罰の根絶に向けた具体的な取組について、教職員課長より御説明申し上げる。

**(説明者：教職員課長)**

引き続き、体罰に関する実態調査の結果について、御説明申し上げます。

はじめに、「1 調査内容・方法等」の「(1) 調査の趣旨」については、児童生徒に対する体罰の実態を把握し、今後の体罰の根絶に向けて取り組んでいこうとするものである。「(2) 調査対象期間」は、平成24年度中の体罰発生事案であり、次の「(3) 調査対象校」については、県立及び市町村立の小・中・高校及び特別支援学校の計534校となる。

なお、通信制の美田園高等学校及び仙台市立学校は調査対象から除いており、そのうち仙台市立学校については、仙台市教育委員会において調査を実施し、国に直接報告することとなっている。

次に、「(4) 調査対象職員」は、調査対象の学校の非常勤講師等も含めた教育職員としており、事務職員や栄養士は対象外としている。この(2)～(4)の対象期間等は、国からの調査内容と同じである。「(5) 調査方法」であるが、市町村教育委員会及び各県立学校において、各学校の所属全職員に体罰事案についての自己申告等を促すとともに、必要に応じて各教職員に個別面談等により確認する方法、体罰に関するアンケート用紙を全保護者に配布し、回収する方法の2つの方法を合わせて行い、これらにより判明した事案について、体罰を行ったとされる教職員と被害生徒等の当事者双方への事情聴取等により事実確認ができ、体罰として認知したものを県教育委員会に報告するという方法によっている。

次に、「2 調査結果」の「(1) 発生件数等」であるが、調査対象全534校のうち、平成24年度において、48校で77件の体罰があったことが判明した。被害を受けた児童生徒数の合計は184人である。内訳については、小学校では9校で15件、被害児童数は18人、中学校では20校で34件、被害生徒数は85人、高等学校では19校で28件、被害生徒数81人となっている。また、今回の調査によって判明した77件の体罰のほか、この調査以前に体罰の事案を把握し、対処済であった平成24年度の事案が2件あったことを申し添える。次の2ページの「(2) 主な事例」であるが、まず小学校では、清掃指導中、教室において、清掃をさぼっていた児童の胸ぐらを掴み転倒させた、中学校では、授業中、再三注意をしたが私語をやめなかったため、げんこつで生徒の頭を叩いた、部活動中、ダラダラしたり、やる気のない態度を見せた生徒に対し、平手で頬を叩いた、高等学校では、部活動の練習中、指示どおりにしなかったり、プレーミスをした生徒に対して、日常的に足で蹴ったり、平手で頬を叩いたりした、また、乱れた服装をしていた生徒に対し指導を行ったが、生徒が指導に従わなかったため、左右の頬を1回ずつ殴ったなどの事例があった。

次に、今回の調査結果から見えたおおまかな傾向等を「(3) 調査結果から」に記載しているが、こちらは次の3ページの集計表と併せて御覧願いたい。まず、小学校では、授業中に態度を改めさせようとするなどの場面がほとんどであり、場所についても、教室が9件と大半を占めている。中学校では、34件のうち部活動中が14件、授業中が11件のほか、休み時間等での発生事案も多く見られている。場所についても、運動場・体育館のほか、教室、その他の場所での事案も多く見受けられている。高等学校では、28件中、部活動中が19件と大半を占め、場所としても運動場・体育館が最も多くなっている。体罰の態様別では、平手で叩く、げんこつで叩くなどの素手で殴る行為が大半を占めている。

なお、資料3ページの「⑤体罰の態様」欄の左から2番目の「棒などで殴る」欄は、具体的にはノートやペットボトルで頭を軽く叩く行為等が含まれ、「その他」欄には、強引に手を引っ張った、長時間正座させた、胸ぐらをつかんだ、教科書を投げて顔に当てたことなどが含まれている。

資料2ページの「(3) 調査結果から」にお戻り願いたい。一番下の“丸印”の被害の状況では、「傷害なし」がほとんどであるが、唇が切れたり、こぶができた事案もあった。こちらは、資料3ページの「⑥被害の状況」欄を御覧願いたい。「外傷」については、すり傷ができたもの、「打撲(頭)」については「こぶ」ができたもの、「打撲(顔)」は口の中を切ったもの、「その他」については、平手で頭を叩かれ

た際に少し歯がぐらついたというものがあつた。

次に、「3 体罰根絶に向けた今後の取組」であるが、体罰根絶のためには何よりもまず、体罰はいかなる場合においても許容されるものではなく、児童生徒の教職員や学校に対する信頼を失わせるだけでしかないものであるとの認識を持つことが重要であると考えている。このため、「(1) 体罰禁止の徹底等(体罰についての意識改革)」として、本日、体罰根絶に向けた教育長からのメッセージを全教職員に対して発出するとともに、これと一体として送付する「体罰防止のためのセルフチェックシート」により、全教職員が体罰に関するこれまでの認識を自己点検することで、意識改革を促したいと考えている。その教育長メッセージ及びセルフチェックシートについては、資料4 ページから5 ページに記載のとおりである。

そのほか、指導主事による学校訪問指導において、体罰根絶・防止の取組の指導を強化することや、校長会等各種会議での周知徹底を行っていくほか、調査結果では、部活動中での発生事案が多いことから、部活動指導にかかるチラシの作成・周知、関係団体と連携し、体罰によらない部活動指導を徹底等の取組により、部活動における体罰禁止の徹底等も図ってまいりたいと考えている。

次に、「(2) 研修の実施等」であるが、指導者を対象とした研修会の開催として、生徒指導主事を対象とした研修、部活動指導者を対象とした研修の早急な実施を考えており、6 月には、生徒指導主事を対象とした体罰によらない適切な指導のあり方についての研修会を、7 月には、去る3月4日にも実施した体罰根絶に向けた研修会と同様に、部活動指導者等を対象とした体罰によらない指導法等に関する研修会を実施する予定で準備を進めている。このほか、初任者、10年経験者に対する研修等において部活動等に関する指導を追加するとともに、校内研修への支援として、県教委から校内研修に係る研修パッケージを提供することなどにより、各学校での体罰禁止についての校内研修を支援することで、職場全体で児童生徒の指導のあり方を考え、体罰のない学校の実現を図っていくよう取り組んでいくこととしている。

今回の調査において明らかとなったように、県教委として体罰事案を十分に認知・把握できていなかったことについて、大変反省しているところである。今後は、先ほど御説明申し上げた取組等により、体罰の発生防止に取り組むことと同時に、万が一、体罰に至りそうな事案が発生した場合には、早い段階でその種や芽を見つけ、適切に対処することで未然防止を図ることも重要であると認識している。

そこで、「(3) 相談体制等の整備」として、県総合教育センター及び県教委での相談対応と周知、具体的には、県総合教育センターに設けている「相談ダイヤル等での教育相談対応」や、「県教委『学校困りごと相談』での相談対応」について、これまで以上の周知を図ることとしている。また、児童生徒及び保護者にとって最も身近である、学校としての相談体制の整備の促進や、体罰事案の県教委・地教委への報告の徹底についても取り組んでいくこととしている。

最後に、繰り返しとなるが、今回の調査結果を真摯に受け止め、これまでの取組を見つめ直し、これを機に、今後の体罰根絶に向けて前向きに取り組む、宮城の教育の復興につなげていきたいと考えている。

本件については、以上のとおりである。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 資料1 ページ下段の「(1) 発生件数等」について、48校の学校で77件の体罰が発生しており、その被害を受けた児童生徒数が184人とのことである。児童生徒数は示されているが、その体罰を加えた教員は何人いるのか。発生件数と同じ人数と考えるのか。また、発生件数が77件で、被害を受けた児童生徒数が184人であれば、1件の事案で、複数人の子どもたちに体罰を加えたものと理解して良いか。

教 職 員 課 長 発生件数の77件は、教員数77人と同義である。例えば、一度の指導の場面で複数の生徒を平手で叩いた場合等、被害生徒等の件数に複数名を計上している。また、同じ教員が、ある日と別の日に一人ずつ平手で叩いた場合は1件とカウントしているが、被害を受けた生徒数は2人となる。

佐 竹 委 員 資料3 ページの「④ 体罰時の状況」の「その他」は、どのような状況であったのか。  
教 職 員 課 長 「(1) 場面」の高等学校の1件について、これは週休日等の課外授業の際に平手で叩いた事案であり、「授業中」等の区分に該当しないため、「その他」に計上している。

また、「(2) 場所」については、校内の生徒用の昇降口や部活動の練習試合で利用した公共の体育館等、他の項目に分類されない事案である。

佐竹委員 学校外での事案も含まれているとのことであるが、あくまでも学校内の教育活動における体罰と考えると良いか。例えば、生徒指導の先生が、学校外で生徒を指導する際等の事案は含まれていないと理解して良いか。

教職員課長 今回の調査は、学校内や部活動の遠征等を含む指導の場면을対象としている。委員御指摘のような、学校外での生徒指導の場面は含まれていない。

佐竹委員 今回の調査結果から77人の教員が体罰を加えていたことが分かったが、他県では、学校名や教員の氏名を公表している例もあるが、本県でも公表することとなるのか。

教職員課長 今回の調査は、文部科学省からの通知等を踏まえ、本県全体の体罰事案の実態を明らかにしようとするものであり、学校名等の特定の情報を公表し、個別に非難する趣旨ではない。一方で、今回の調査結果から懲戒処分等に該当する事案がある場合は、これまでの処分と同様に対処していくこととなる。県教委としては、今回の調査を一つのきっかけとし、県全体が一丸となって、体罰の根絶に向けた取組を進めることが重要であると考えている。今回明らかとなった事案については、その態様は様々であったため、一律に学校名等を公表するのは適当ではないと考えている。

教育長 今回の調査は、あくまでも体罰に関する事案として分類しており、そのような行為については、サービス管理の観点から判断することとなる。今回の結果では、サービス上の懲戒処分に該当する事案もあり、それらの公表については基準に則って対処していくこととなる。

佐竹委員 懲戒処分の事案について、本日の資料の中に、その件数は示されているのか。

教職員課長 懲戒処分として付議する事案については、次の議事でお諮りすることとしている。

佐竹委員 発生件数の77件については、過去の例に比べても、かなり多い件数であるとの印象を受ける。この件数は、今回の調査を実施しなければ確認することができなかったのか。また、この調査は対象となる全学校で完了しているものであるのか。

教職員課長 委員御指摘のとおり、過去の体罰事案による懲戒処分や措置等を講じてきた案件については、年に数件であった。今回、大阪での体罰事案をきっかけに、国からの通知も踏まえて実施した結果、多数の事案が判明したことは大変残念である。これまでの我々の把握や認知の仕方に課題があったことについては、大いに反省する必要があると感じている。また、今回の調査において、教員の意識の中に、「この程度であれば体罰に当たらないのではないか」、「生徒・保護者との信頼関係があれば、これは大丈夫ではないか」との考え方があったことも分かった。教員のサービスの事案として十分に認識されておらず、また、教員と保護者や児童生徒の体罰に関する捉え方に乖離もあり、それぞれの間に認識の“ズレ”があったのではないかと考えている。

今後の体罰の根絶に向けた取組の最優先項目として「意識改革」を掲げており、今回の結果をきっかけとし、各教員の意識を変えていく取組を進めていきたい。

佐竹委員 「⑦ 体罰事案の把握のきっかけ」の中に「教員の申告」が31件あり、発生件数の77件に対して約4割程度となっているが、それ以外の約6割の教員は、体罰の自覚がない状態で生徒等に危害を加えていたと考えて良いか。

教職員課長 この調査は、教員からの自己申告を促すことと、保護者等へのアンケート調査の2つの方法により実施した。その後、体罰が疑われる内容について、当該教員と児童生徒や保護者の双方から聞き取りした上で、事実関係を確認したものである。

佐竹委員 今回の体罰事案では、重篤な状態となった生徒等がいなかったことは幸いであったが、外傷や打撲等の身体に怪我を負う被害は確認されている。それらの怪我は、時間の経過とともに傷が癒えていくと思うが、メンタル面の傷はなかなか消えていかないこと

が多い。今後、その子どもたちのメンタル面に対するケアも必要になってくると思う。

そのようなことも踏まえ、子どもたちに対しては、安定した秩序ある教育環境を提供するとともに、保護者の方々に対しては、安心して学校に通わせることができるよう、県内の教育関係者が一丸となって体罰の根絶に取り組んでいただきたい。

青木委員 確認であるが、発生件数の77件は、体罰を加えた先生方が77人であるとのことか。  
教職員課長 そのとおりである。

青木委員 資料3ページの「⑧ 体罰事案の把握の手法」の「当事者教員」に77人と記載されているが、ここの数値も同様に理解して良いか。

教職員課長 その「⑧」と隣の「⑦」については、複数の項目を選択できることとなっている。委員御指摘の「⑧」については、体罰事案をどの様に把握したかを問うものであるが、体罰を行った教員全員に聞いているため、その数値は体罰を加えた教員と同じである。

青木委員 「その他教員」の14人は、体罰が行われた場面に一緒にいた先生となるのか。

教職員課長 そのとおりである。

青木委員 体罰を加えた77人の先生に対する処分について、被害を受けた児童生徒から、それを望むかどうかの調査は行っているのか。

教職員課長 その生徒が先生方の処分を望んでいるか、個別には確認していない。

青木委員 この事案の処分に係る適否については、何を基準に判断することとなるのか。

教職員課長 処分案件の基本的な考え方であるが、過去の事例や事案の態様などから総合的に判断することとなる。本県の体罰に係る状況を申し上げますと、怪我等の被害の程度が重い場合は厳しい処分、怪我がない場合やその程度が軽い場合は、懲戒処分にまで至らないのではないかと考えている。また、その事案が単発ではなく、日常的に行っていた場合や過去に体罰事案で処分を受けていた者が再度体罰を加えた場合等については、非違行為の程度が非常に高いと考えられることから、厳しい処分として考えていくこととなる。そのようなことから、個別の事案を総合的に判断し、教育委員会に付議することとなる。今回の調査結果から処分に相当するであろうと考えられる事案については、次の議案でお諮りする予定である。

青木委員 議案審議する事案以外で、体罰を加えていた先生方が多数いると思うが、その先生に対する指導や注意等については、どのように対応していくのか。

教育長 体罰事案の発生件数77件については、児童生徒や保護者、当該教員等から事実関係を確認した上で、間違いなく事実があったと報告された件数である。また、その過程において、体罰を加えた教員から児童生徒や保護者に対する謝罪を行っているものもある。その中で、これまでに事実関係が確認でき、懲戒処分が相当と思われる事案について、審議いただくこととなる。

なお、この調査については、これですべて完了したこととなるが、77件の事案については、すべての事実確認が完了していないため、現在、処分の適否の検討を進めており、それらが完了した時点で、あらためて御報告させていただきたい。

青木委員 今後の取組として、「セルフチェックシート」を配付し、個別に確認していくものと思うが、この調査や自己点検等は毎年定期的実施していくのか。

教職員課長 今回の調査については、大阪市立学校での事案をきっかけとし、文部科学省からの通知によって、緊急調査のような形で実施したものである。今後、体罰の実態が明らかとなった結果を踏まえ、その根絶に向けた取組に重点を置いて進めていくこととしており、現時点では、このような調査を定期的実施していくところまで考えていない。

青木委員 体罰の根絶に取り組むことは必須であるが、そのためにも調査を継続すべきではないか。年1回の頻度でも構わないので、定期的実施してはどうか。

教育長 今回の調査は、ただ今御説明申し上げたような経緯で実施された緊急調査の性格を持

っている。また、委員御指摘のように、体罰の根絶に向けた取組を進める中で、何らかの調査を継続していくことも必要ではないかと内部でも議論しているところである。その一方で、体罰の根絶については、各教員の認識を変えていくことが最優先であるが、県下一斉に取り組んでいく中で、そのような調査を並行して実施することになれば、「認識を変えていないのではないかと」と教員を疑問視するメッセージを発信してしまう懸念もある。現時点では、同様の調査を毎年続けていくことは考えていないが、その根絶に向けた様々な取組を進めていく中で、その必要性が出てくれば、ただ今の委員の御意見もしっかりと参考にしながら、改めて考えていきたい。

青木委員 相談体制の整備として、県総合教育センター及び県教委の相談対応の周知があるが、保護者や子どもたちに対する周知方法について、具体的にどのように進めていくのか。

教職員課長 県総合教育センターでは、いじめ、学校生活における悩み、発達障害の相談等、教育全般に係る様々な相談を受け付けている。これまでにも、各学校へポスターを配付するなど、その周知に努めてきたところであるが、今後、ホームページへの相談窓口の掲載や各学校での周知方法等、さらに効果的な周知が図られるよう検討していきたい。

青木委員 子どもたちに対する周知だけではなく、入学式等の保護者が集まる場所での周知も効果的であると思うので、体罰をはじめとする様々な問題があった場合の相談窓口について、学校側の情報提供の在り方を工夫してほしい。

佐竹委員 先ほどの教育長の説明では、発生件数77件のうち確認できていない事案もあるとのことであった。その77件は、対象となるすべての集計結果から判明した件数であるのか、それとも、集計している中で、現時点で事実関係が確認できた件数であるのか。

教職員課長 今回の調査の集計結果については、お示ししている内容がすべてである。国への報告期限が4月30日であり、この集計結果の内容で報告することとしている。その中で、懲戒処分該当する事案について、現時点で事実確認等の作業中の案件があるということである。

伊藤委員 体罰の根絶については、資料2ページの「3 体罰根絶に向けた今後の取組」に記載されていることが非常に重要であり、ここに具体的な取組が示されている。教育長のメッセージ、各教員の自己点検の実施、学校現場における周知徹底の強化等、これらの取組は、学校現場において確実な周知徹底が図られることにより、その効果や成果が現れてくると思う。今後、学校現場における周知徹底について、その検証及び確認作業が非常に大切であることから、学校長を通じ、現場の先生方への浸透度に関する報告を定期的に求めるなど、事務局と学校現場の双方で意識を高めていくことが重要ではないか。

教職員課長 資料の「(1) 体罰禁止の徹底等」にお示しした教員の意識改革については、各教員の意識が、体罰根絶に向けた意識に変わることで、初めて効果が上がることとなる。一番上の「教育長メッセージ」については、本日付で全教職員に発出することとしており、また、明日、市町村の教育長が一堂に介する会議があるため、その場で、県教育長から各市町村教育長に対し、同趣旨の説明を申し上げたいと考えている。さらに、明後日の26日には、各県立学校の校長の会議を開催することとしており、この場面でも、教育長から説明申し上げることとしている。当面の取組としては、全教職員への教育長メッセージの配付や、明日・明後日の機会も活用し、その周知徹底に努めていきたい。

伊藤委員 その手法については、今後検討する中でより良い方法が見つかることもある。各委員や関係職員の意見も伺いながら、効果的な取組を進めてほしい。

遠藤委員 資料5ページの「体罰防止のためのセルフチェックシート」の7番目と8番目の項目に「管理職や同僚に気軽に相談できる雰囲気がない」、「大声で怒鳴ったり叩いたりする同僚はいるが、それぞれ独自の指導方法なので口出しすることは控えている。」とある。これについて、学校現場における教員間の信頼関係を構築する場合、個々の教員が取り

組むことはもちろんであるが、学校を“一つのチーム”として捉え、教育活動を進めていくことが必要であり、その意識を持って取り組むことが非常に重要な意味を持つと考えている。自分の指導方法が正しいのか、悩みながら取り組んでいる教員も少なくないはずであり、学校現場においては、その問題に対して相談できる雰囲気や教員間でお互いの意見を言い合える雰囲気を作っていくことが必要である。セルフチェックシートの7番、8番の項目は、とても重要な要素が含まれていると思うが、その所見を伺いたい。

教 育 長

委員の御意見のとおり、セルフチェックシートの中で、ここの視点は極めて重要であると認識しており、あえてこの項目を設定した。欄外に「チェックシートの結果をもとに、当てはまる項目について、校内で自分の考え方を他の先生と話し合ってみましょう。」と記載したのは、まさに委員御指摘の部分を狙っているものである。これまでの学校現場では、他の先生の指導方法について意見交換する、あるいは、考え方を議論する機会は必ずしも多くはなかったと思われる。今回、体罰の問題がきっかけとなるが、その意識改革の第一歩として、学校の中で十分に議論し、意見交換していける雰囲気づくりの創出にも期待しているところである。また、併せて、例年、指導主事による学校訪問を実施しており、その指導主事がコーディネーターとなり、校内で話し合いを進めているが、その在り方についても改善を加え、今年テーマの中に「体罰の根絶」も含め、その話し合いの中からも意識改革の取組を進めていきたいと考えている。話し合いや意見交換を通して、これまでの指導や今後の指導の在り方を考え、先生方にはもう一度見定め直していただき、意識改革の大きなきっかけとしていただきたい。

遠 藤 委 員

校長や教頭等の管理職の先生方は、各教員のセルフチェックシートの内容について十分に目を通していただき、自分の学校の職場環境がどうなっているのか、改善を加える必要があるのかなどを確認した上で、より良い職場づくりに努めていただきたい。

青 木 委 員

先ほどの相談体制であるが、様々な問題が発生した際に、保護者等は相談窓口に連絡することになると思うが、学校としては、なぜ学校に相談してくれないのかとの意見も出てくるのではないかと思う。その相談内容は、県や市町村の教育委員会に提供されるものであるのか、その取扱いは分からないが、校長先生とすれば、真っ先に学校に相談してほしいのではないかと思う。組織的な対応としては、学校から教育委員会に報告される流れが一般的であると思うが、それが逆の流れになるのかもしれない。相談の流れとして、先に学校に相談すべきなのか、それとも市町村教育委員会あるいは県教育委員会なのか、保護者も学校側も整理されていないのではないかと思うがいかがか。

教 育 長

保護者の視点としては、2つのケースがあると思う。子どもたちは先生方にお世話になっているため、相談や意見等を直接言いにくい場合、もう1つは、学校に相談しても揉み消されるだけで改善してもらえないと考える場合、これらのケースの場合に教育委員会等に連絡されているのだと思う。後者については、学校側からすれば、「保護者等から信頼されていないのではないか」と考えるはずである。また、保護者の心情としては、先生方は一生懸命に教育活動に取り組まれており、なかなか意見しにくいと考えることも事実であろうと思う。県教委としては、そのような保護者等からの相談について、どのような経路で連絡があったとしても、学校側では改善の糸口を見出したと前向きに捉えていくよう指導することとしたい。特に、校長等の学校を経営する立場の先生方に働きかけ、そのような部分も含めた意識改革を進めてまいりたい。

青 木 委 員

何らかの相談をする場合は、学校を第一に考えることなく、真っ先に県教委や総合教育センターに連絡して良いとのことか。それとも、やはり相談事項の第一の連絡先は、学校を想定しておくべきであるのか。

教 育 長

結論を申し上げれば、保護者や児童生徒が一番相談しやすいと思っている機関に気軽に連絡していただいて構わない。学校または教育委員会のどちらかに相談しても、教育

委員会の中で一緒に考え、改善に向けた取組を進めていくこととしたい。県教委としては、そのようなメッセージを保護者あるいは学校に対して発出していききたい。

佐竹委員

先ほど遠藤委員の御意見にあった「体罰防止のためのセルフチェックシート」については、先生間の連携や学校運営に有効であるとともに、それぞれの気付きの視点を促すものとして、非常に良い取組であると思う。これまでの案件等で聞いてきたような、“隣の先生の指導方法に口は出せない”、“教育方針やメンタル的な部分には興味が持てない”、“関わりたくても関われない”などの意識が改革されるのではないかと大いに期待している。また、体罰の事案については、それを好んで手を出しているのではなく、どう対処して良いか分からずに、手や足が出てしまったのではないかと思う。そのような場合の対処法や保護者からの相談等に対し、どう対応していいのかわからなかった先生方も、学校内で意見交換することにより、その活路のヒントが見出せるはずであり、結果として、良好な教育活動を展開することができるのではないかと思う。このセルフチェックシートについては、大いに活用していただくとともに、学校内での意見交換を積極的に進めていただくため、「校内で自分の考え方を他の先生と一緒に話し合ってみましょう。」の表記を大きい文字で目に付きやすくする、あるいは、その表現を“必ず”話し合いましょう”などとすれば、より効果的に活用されるのではないかと感じた。

また、先生方には、震災復興に向けた激務の中で、熱心に教育活動に取り組んでいただいており、メンタル面での疲弊も出てくるのではないかと思う。そのような場合にも、それぞれが助け合うことにより、良い方向に進んでいくと思うので、このチェックシートのポイントである“話し合いの場”を様々な場面で活用してほしい。

教職員課長

このチェックシートは、本日発出することとしている。ただ今の御意見を踏まえ、表記方法を工夫した上で、各学校等に通知することとしたい。

佐竹委員

私たちが見ている、一番大切であるべき表記が一番下の欄外に記載されているので、先生方は、自己点検の“ついで”として見てしまうかもしれない。そこは、表記を強調するなど、見ていただきたい人の視覚に訴えていくことが大事であると思う。

教職員課長

委員御指摘のとおり、このシートの冒頭の枠囲みに記載するよう工夫を加えた上で通知することとしたい。

青木委員

体罰ではないかもしれないが、先日、他県の小学校の先生による子どもたちに対する暴言が、テレビ報道で紹介されていた。体罰だけではなく、言葉も非常に傷つける暴力行為になると思うが、県教委としてはどのように捉えているか。

教育長

指導については、体罰も禁止されているが、言葉による暴力も十分な配慮が必要であると考えている。その状況に応じ叱責する場面も当然あると思うが、子どもの心に浸透する言葉が必要である。その報道による言動については、小学生に対する言葉遣いではないと感じた。県教委としては、そのような部分も機会を捉えて指導してまいりたい。

青木委員

そのような意味では、何らかの調査を実施することも必要ではないかと思うので、何らかの方法で確認していくことも検討してほしい。

9 閉 会 午後0時01分

平成25年5月15日

署名委員

署名委員